

## 一般社団法人小山市観光協会着ぐるみ貸出要綱

### （趣旨）

第1条 この要綱は、一般社団法人小山市観光協会（以下「協会」という。）所有の着ぐるみ（ピンキー・セグピー・ニューピンキー・政光くん・寒川尼ちゃん）の貸出しに関し、必要な事項を定めるものとする。

### （着ぐるみの権利）

第2条 着ぐるみに関する一切の権利は、協会に属する。

### （貸出対象）

第3条 貸出しを受けることができるものは、各種団体とする。

2 次に掲げる事項に該当するときは、貸出しを行わない。ただし、集客力が高くPR効果が高いと思われるイベントに出演する場合はこの限りではなく、個別に判断する。

- （1）法令又は公序良俗に反し、又はそのおそれがある場合
- （2）特定の政治、思想又は宗教の活動に利用しようとする場合
- （3）利益を得ることを目的として利用する場合
- （4）特定の個人又は団体の売名に利用しようとする場合
- （5）協会の事業又は協会が認めた関連事業を推進する上で支障があると認められる場合
- （6）協会のイメージを傷つけると認められる場合
- （7）その他協会が許可しないことが適切であると判断した場合

### （使用料金）

第4条 使用料金は、無料とする。

### （貸出期間）

第5条 貸出期間は、1週間以内とする。ただし、協会が特に必要と認めた場合はこの限りでない。

### （貸出申請）

第6条 着ぐるみを使用しようとする者は、一般社団法人小山市観光協会着ぐるみ貸出申請書（様式第1号）を協会に提出し、その許可を受けなければならない。

2 前項の申請に、着ぐるみを使用する催事の内容がわかる文書を添付しなければならない。

### （貸出決定）

第7条 協会は、前条の貸出申請書を受理したときは、申請の内容を審査し、貸出しの可否を決定し、一般社団法人小山市観光協会着ぐるみ貸出決定書（様式第2号）により通知するものとする。

### （使用上の遵守事項）

第8条 着ぐるみの貸出しを受けた者（以下「使用者」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- （1）使用許可の範囲を逸脱しないこと。
- （2）協会又はその指示する場所で着ぐるみを直接受け取り、返却すること。
- （3）着ぐるみを定められた期限までに返却すること。
- （4）着ぐるみ使用の際、事故等があったときはすべて使用者の責任とし、協会は一切の責を負わない。当該事故等が着ぐるみ自体の構造等による場合も同様とする。
- （5）使用者の不注意により着ぐるみを破損し、又は汚損した場合は、使用者の責任において修復すること。
- （6）一般社団法人小山市観光協会で、急遽使用する事がある場合は、キャンセルとさせていただきます。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、協会会長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成25年2月26日から実施する。
- 2 この要綱の実施の際、現に改正前の要綱の規定により作成されている様式用の紙で残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。